

第6章 空家等対策計画の実現化に向けて

1. 相談体制の整備（空家法第6条第2項第7号）

本計画の推進施策の実現に向けて、空家等の所有者等や近隣住民からの様々な相談に迅速かつ的確に助言や情報提供を行うため、庁内関係部局との連携による相談窓口を整備し、庁内窓口、電話、メールなどにより対応します。

また、相談内容に応じて庁内の担当部局を紹介するとともに、相続等の権利関係、不動産売買、空家等の管理手法及び利活用などの相談に対して、専門家の知識が必要な場合は、司法書士会、不動産鑑定士協会、建築士会、NPOなど団体と連携をとることで対応します。

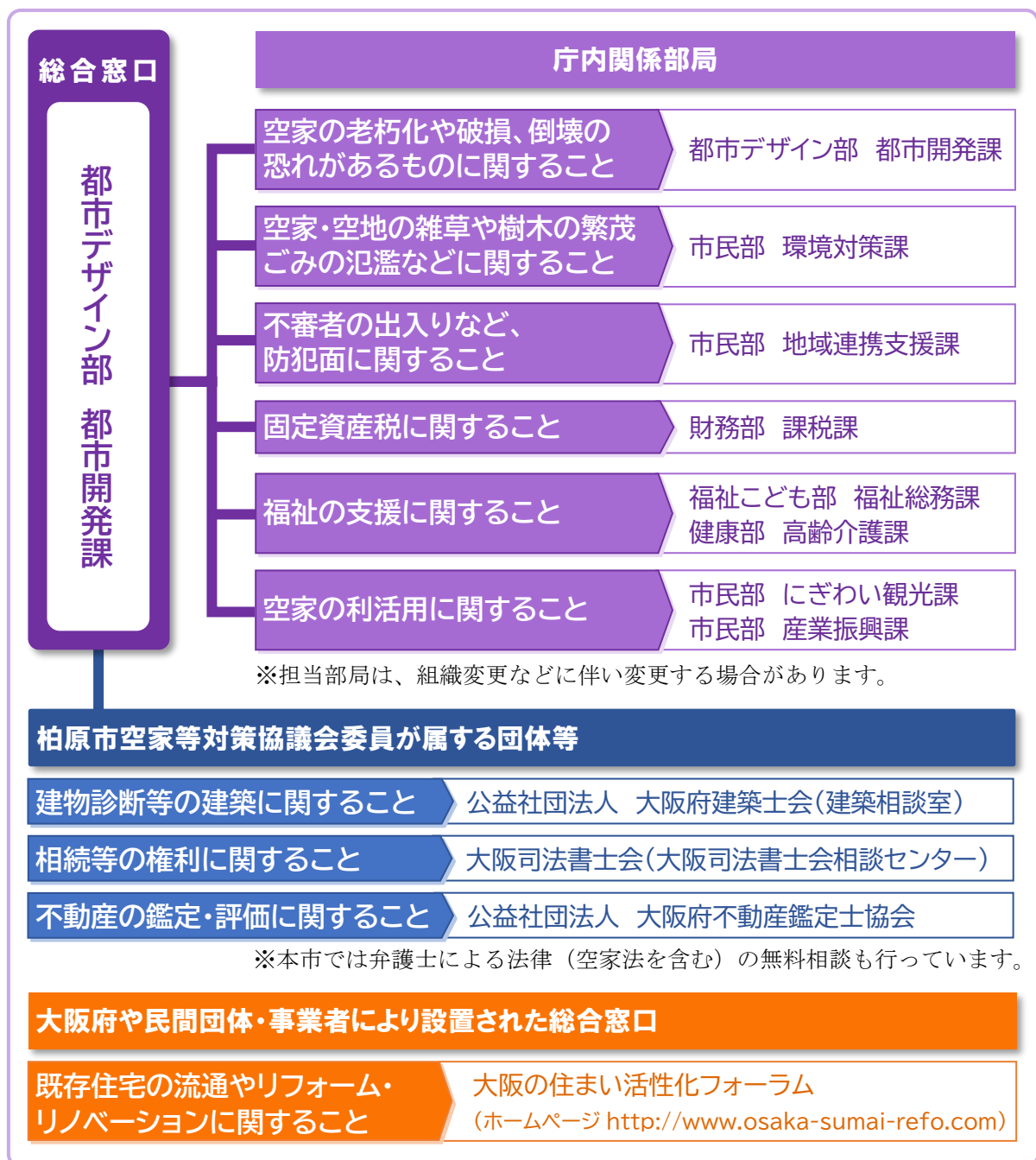


図 相談体制

2. 計画の実施体制（空家法第6条第2項第8号）

空家等の対策にあたっては、市内の関係課が密接に連携して推進するため、「柏原市空家等対策市内調整会議」を整備し、情報共有と具体的な施策の実施を図ります。

また、空家法第7条第1項に基づき、「柏原市空家等対策協議会」を設置し、本計画の作成及び変更並びに実施内容に関して協議を行います。

あわせて、大阪府・関係行政機関・民間団体等と連携し、空家等対策を総合的かつ効果的に推進します。

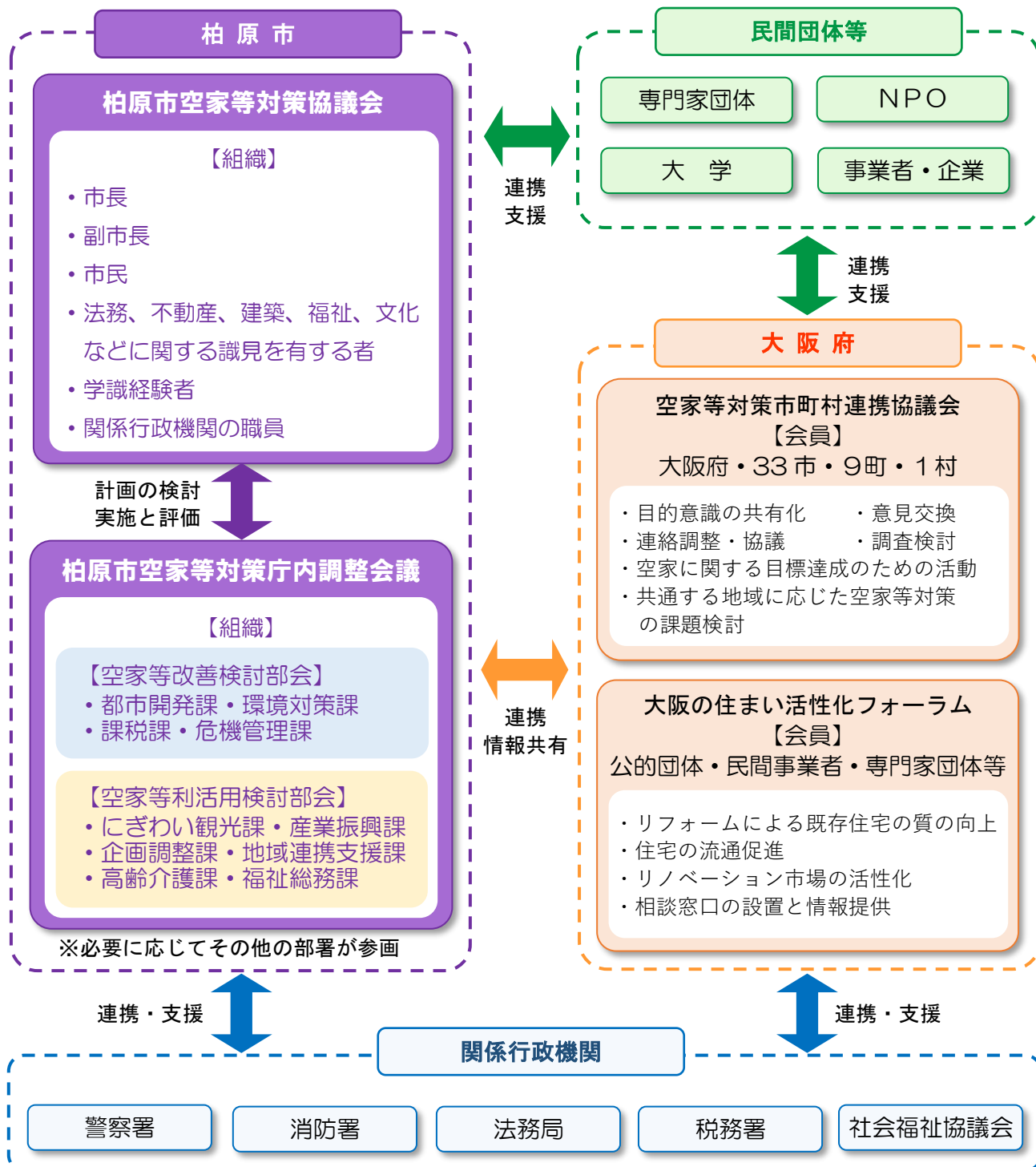


図 実施体制

3. 計画の目標値（空家法第6条第2項第9号）

本計画における推進施策の効果検証と評価を行うため、下記の目標値を定めます。

推進施策	項目	目標値	目標値の確認方法
施策① 空家等の発生抑制	セミナー・相談会、出前講座等の 市民への普及啓発活動	3回/年	活動実績を庁内調整 会議で情報共有し確認
施策② 空家等の 利活用の促進	空家バンクの新規物件の 登録件数	5件/年	利活用検討部会で確認
	空き店舗を活用した新規事業の 補助件数	3件/年	
施策③ 空家等の 適正管理の促進	国道25号沿道における 空家等の管理促進活動	1回/年	都市開発課で確認
施策④ 管理不全の 空家等の解消	特定空家等を含む評価Aランク の管理不全空家等の解消戸数	10戸/年	改善検討部会の 定期調査で確認

4. 計画の進行管理（空家法第6条第2項第9号）

計画の進行管理には、マネジメントシステムの考え方に基づいて、PDCAサイクルを用いて点検・評価を行っていきます。

点検・評価にあたっては、庁内の柏原市空家等対策庁内調整会議にて進捗状況の共有を適宜行い、毎年度、柏原市空家等対策協議会に実施状況を報告します。

柏原市空家等対策協議会は、その報告を受けて、年次評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。あわせて、次期計画への反映も行っていきます。

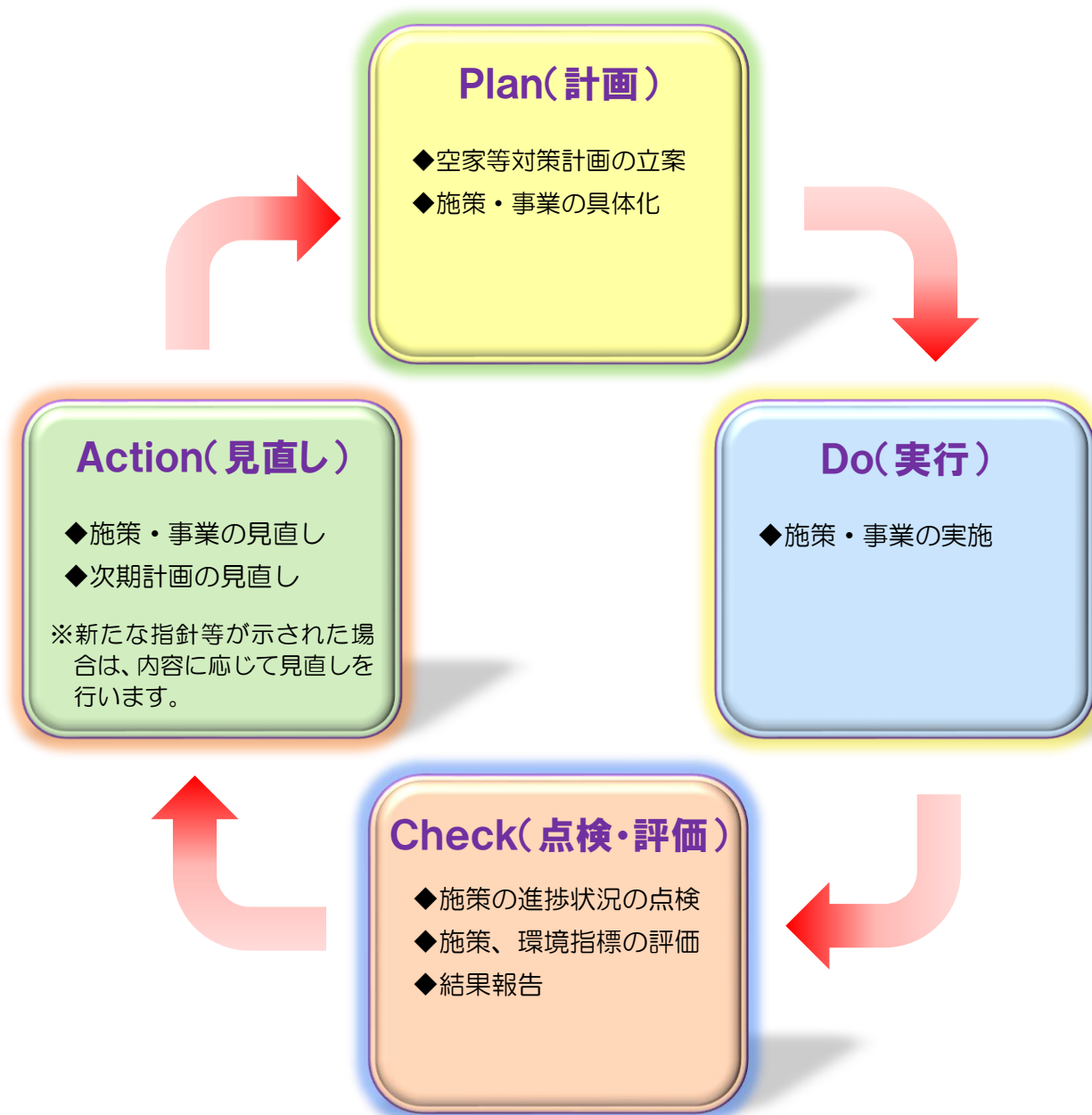


図 PDCAサイクルによる進行管理